

## さいたま市と一般社団法人さいたま市私立幼稚園協会との協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人さいたま市私立幼稚園協会（以下「乙」という。）は、連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の連携・協力により、幼稚園等における教育の質の向上及び子育て支援環境の整備に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 幼児教育の振興に関すること
- (2) 人材の確保に関すること
- (3) 幼稚園等の情報発信に関すること
- (4) 子育て支援環境の整備に関すること
- (5) 前各号に定めるもののほか相互に連携・協力が必要と認める事項

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和3年6月30日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号      乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号  
さいたま市      さいたま市子ども家庭総合センター1F  
      一般社団法人さいたま市私立幼稚園協会

さいたま市長

会長

